

広島県公営企業管理規程第四号

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年八月十三日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「したとき」の下に「、又は非常災害、異常濁水、管理者が管理する水道施設の損傷その他やむを得ない理由があると管理者が認めるとき」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成三十年八月一日から適用する。